

●時間外勤務手当等の基礎となる勤務１時間当たりの給与額の算出について(通知)

(令和７年３月３１日 人第１０９３号 本庁各課（所・室）長、各地域機関の長宛て総務部人事課長）

最終改正 令和７年３月３１日人第１０９３号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第６号）の施行に伴い、令和７年４月１日以降、時間外勤務手当等の基礎となる勤務１時間当たりの給与額の算出方法が、下記のとおりとなります。

記

令和７年度以降の計算方法

$\frac{(\text{給料の月額} + \text{給料の月額に対する地域手当の月額} (\ast 1) + \text{初任給調整手当等}) \times 12}{52 \times 38.75 - \text{人事委員会規則で定める時間} (\ast 2)}$

＊１ 給料の月額に対する地域手当の月額は、下記により算出する。

(１) 「職員の給与に関する条例」（以下、「給与条例」という。）第９条の２

第２項第１号に定める地域及び公署に在勤する者

給料の月額に対する地域手当の月額

$$= (\text{給料月額} + \text{給料の調整額} \times 10 / 8.5) \times 8.5\%$$

(２) 給与条例第９条の２第２項第２号に定める地域及び公署に在勤する者

給料の月額に対する地域手当の月額

$$= (\text{給料月額} + \text{給料の調整額} \times 13 / 11.5) \times 11.5\%$$

(３) 給与条例第９条の３に定める者

給料の月額に対する地域手当の月額

$$= (\text{給料月額} + \text{給料の調整額}) \times 16\%$$

＊２ 人事委員会規則で定める時間とは、各年度における国民の祝日に関する法律に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日（１月１日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に７時間４５分を乗じた時間数をいう。したがって、年度によりこの時間数は異なることとなる。

なお、令和７年度における人事委員会規則で定める時間は、１４７．２５時間（１９日間×７時間４５分）となる。